

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

チームのモチベーションをいかに持続し続けられるか。24 戦して 1 度も勝てなかったアメリカを破ってのワールドカップ優勝は運を味方にするほどの勢いを「なでしこジャパン」は持っていると言ったことでしょう。失うものがない日本と世界一というプレッシャーを背負ってのアメリカでは、最後の PK 戦では既に勝負が決まっていた感じでした。澤選手の終了間際の同点ゴールは「勝負はあきらめたらそこで終わり」ということを改めて教えてくれました。圧倒的な不利な状況の中で勝つためには結果を恐れず相手より先に一步前に進むことです。

私の書棚より

○日本の社会が変われない大きな理由は、リーダーの多くが優等生であるからだ。彼らには意外な脆さがある。それは「間違いを恐れる」こと、「嫌われたくない」という思いが年を追うごとに高まっていくということだ。
○人間の想像力、思考力というものは、結局自ら身をもって体験したことに規定される。だから宗教家は修行という人間社会の苦悩を疑似体験することで悟りを開こうとする。

「挫折力」

富山和彦著 PHP ビジネス新書

税務アンテナ

□法人が建物付き土地を取得して、その取得後おおむね 1 年以内に当該建物の取り壊しをした場合等、当初からその建物を取り壊して土地を利用する目的であることが明らかであると認められる場合には、当該建物の取り壊し時の帳簿価額と取り壊し費用の合計額は土地の取得価額に算入するとされています。ただし、建物を使用後、使い勝手が悪いため立て替えることになった場合には、取得から 1 年以内であっても土地の取得価額に算入しなくてもよいこととされています。この場合は、取得時に建物の使用を予定であったことを説明できる議事録や稟議書等を整備しておくことが必要です。

□相続税及び贈与税の申告書の提出期限前に取得した財産が災害等により被害を受けた場合には、被害額から保険金、損害賠償金等により補填された金額を控除した金額が相続税等の課税価格の計算の基礎となった財産の価額の 10% 以上であるときは被害財産の価額を控除することができます。
相続税及び贈与税の申告書の提出期限後に被害を受けた場合には、同様に被害を受けた部分の価額が相続税等の課税価格の計算の基礎となった財産の価額の 10% 以上であるときは被害を受けた部分の価額に相当する税額が免除されます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

8 月の税務スケジュール

10 日	○ 7 月分の源泉所得税の納付	31 日	○ 8 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
31 日	○ 6 月決算法人の確定申告 ○ 12 月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 9 月、12 月、23 年 3 月決算法人の消費税中間申告 ○ 個人事業者の 23 年分消費税等の中間申告		

今月の贈る言葉『失敗とは、よりよい方法で再挑戦する
すばらしい機会である』 by O・ヘンリー